

瀬戸市国際未来教育特区学校審議会運営規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第6号

瀬戸市国際未来教育特区学校審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市国際未来教育特区学校審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する審議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による設置廃止等に係る事項
- (2) 学校教育法第13条の規定による閉鎖命令に係る事項
- (3) 学校教育法第14条の規定による変更命令に係る事項
- (4) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第5項の規定による学校の評価に係る事項
- (5) その他市長が意見を求めた事項についての調査及び審議に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 私立及び公立学校関係者
- (2) 小学校教育に関する学識経験を有する者

(3) 中学校教育に関する学識経験を有する者

(4) 会計に関する専門知識を有する者

(5) 企業経営に関する専門知識を有する者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、これを公開する。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

5 委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(意見の聴取)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 審議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。